



第3次 御坊市男女共同参画プラン

概要版

誰もが笑顔でつながり 活力あふれるまち
ごぼう

令和6年(2024年)3月
御 坊 市

1. 計画策定の趣旨

本市では、長年にわたり男女共同参画に関する取組を進めてきており「第3次御坊市男女共同参画プラン」(以下、「本プラン」という)では、これまでの計画を引き継ぎ、国の第5次男女共同参画基本計画や和歌山県の第5次男女共同参画基本計画の内容を踏まえつつ、社会情勢の変化等も考慮し、新たな課題や取り組むべき施策を明らかにし、市民・行政・地域・市民活動団体・事業所など様々な立場の皆さんと課題を共有し、力を合わせながら目標の達成に向けて総合的、また計画的に男女共同参画を進めていくために策定するものです。

2. 計画の位置づけと期間

- 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項のそれぞれに定める市町村計画として位置付けます。また、国や和歌山県の男女共同参画基本計画等、関連する計画との整合性を図ります。
- 計画期間は、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年とします。

〔SDGsに関連した取組を推進します〕

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。日本でも積極的に取り組まれており、本市においてもSDGsに参画できる取組を推進しています。その中で「5. ジェンダー*平等を実現しよう」は、本プランとの関係が特に強いといえる目標項目です。

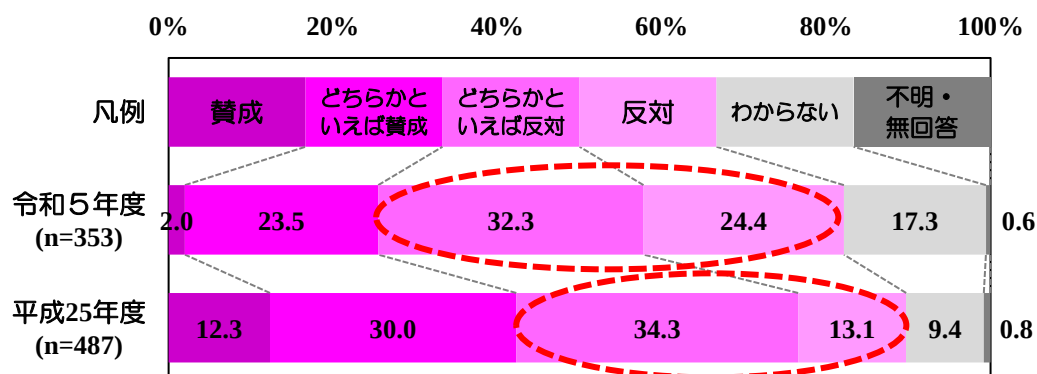


※ジェンダー：生物学的・生理学的な性の違い（セックス）に対して、生まれた後に後天的に身についた社会的・文化的な性差をいう。「男らしさ、女らしさ」や「男はこうあるべき、女はこうあるべき」という固定的な考え方はジェンダーによるもの。

3. 市民意識の現状

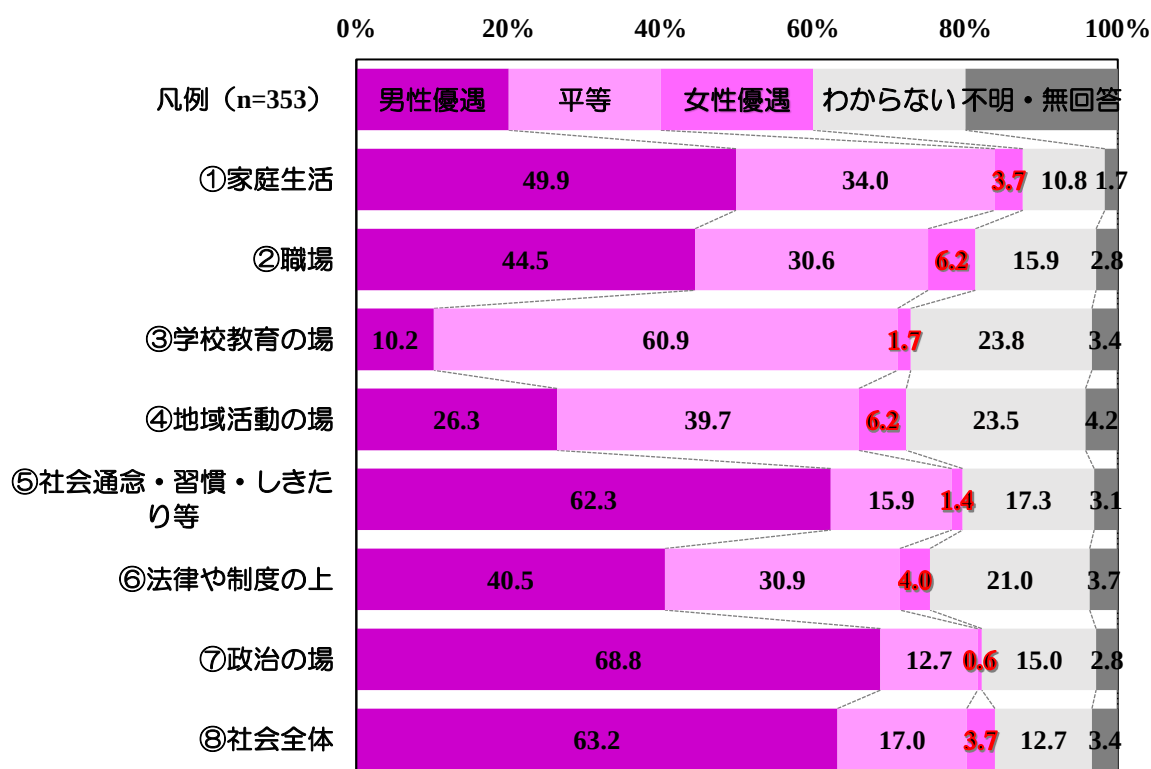
□ 「男は仕事、女は家庭」に代表されるように、性別によって男女の役割を決めるような考え方について、あなたはどのように思いますか。〈市民意識調査より〉

前回（平成25年度調査）と比べ令和5年度の調査では『賛成である』（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」合計）の割合が低く（25.5%）、『反対である』（「どちらかといえば反対」＋「反対」合計）の割合が高く（56.7%）、固定的な役割分担意識解消の傾向にあるのがうかがえます。引き続き、性別による社会的な固定観念や偏見・差別等をなくすよう環境づくりを進める必要があります。



□ 男女の地位は平等になっていると思いますか。〈市民意識調査より〉

全体として「男性優遇」の方が「女性優遇」よりもかなり割合が高い状況にあります。本プランを通じて、それぞれの項目について男女ともに「平等」という割合を増やすことができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や環境づくりを進める必要があります。



4. 基本理念と基本目標

本プランにおいては、これまでの取組をさらに推進するため、第2次プランの基本理念を受け継ぎ、社会背景の変化や継続的な課題、新たな課題に加え、国や上位計画の考え方等を踏まえて次の基本理念を掲げます。

〔基本理念〕

**誰もが笑顔でつながり 活力あふれるまち
こぼう**

基本理念をもとに、次の5つの基本目標を設定して男女共同参画の施策を推進します。

基本目標1 地域社会全体での男女共同参画意識の確立

男女共同参画の普及に向けて、人権尊重の意識づくりを継続するとともに、社会通念や慣習、慣行の見直しなど意識の変革を促進します。また、男女共同参画の視点に立った学校教育の充実を図り、地域や家庭などあらゆる場面において学習できるよう、様々な学習機会の提供に努めます。更に、男女共同参画に関わる国際的な潮流に沿った規範の獲得を進め、世界に通じる意識づくりに努めます。

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画推進(女性活躍推進計画)

社会のあらゆる分野での方針決定の場において、女性の参画が充実するよう、啓発を図ります。産業分野では、性別による賃金格差の解消、労働条件の改善等、事業所等での男女共同参画の取組を推進します。また、ワーク・ライフ・バランスに向けた取組を推進し、仕事と育児・介護との両立支援に取り組みます。この基本目標2に係る取組は、「女性活躍推進計画」として位置付けます。

基本目標3 ライフステージに応じた健康生活支援

誰もが性別・年齢を問わず活躍できる社会を実現するには、心身の健康維持が重要です。誰もが生涯にわたり健やかに過ごすため、ライフステージに応じた健康づくりへの支援やきめ細かな母子保健サービスを推進します。

基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域社会づくり

高齢者や障害者、ひとり親家庭や生活困窮者、外国人など誰もが安心できる地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進します。また、防災・減災分野においても活動への男女共同参画を推進し、地域の防災力向上をめざすとともに、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりをめざします。

基本目標5 あらゆる暴力の防止と根絶(DV防止基本計画)

様々な機会、場面を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。この基本目標5に係る取組は、「DV防止基本計画」として位置付けます。

5. プランの展開

基本目標1 地域社会全体での男女共同参画意識の確立

(1) 固定的な性別役割分担意識の変革

- ① 市民への男女共同参画に関する各種情報発信、普及啓発活動の推進★
- ② 家庭・地域・職場等における慣習・慣行・制度の変革★

(2) 男女共同参画への理解を深める学習・教育の推進

- ① 学校・家庭等における教育・学習の推進★
- ② 生涯学習の推進★
- ③ 女性の参画を促すリーダー養成等の推進★

(3) 家庭・地域での男女共同参画の推進

- ① 夫婦や家族等で家事・育児等に協力し合う意識づくり★
- ② 男性の育児・介護等の家庭生活や家事への参加促進
- ③ 地域活動への男女共同参画の促進★
- ④ 市民団体等への支援

(4) 学びの場（学習会、メディア等）を通じた人権尊重の推進

- ① 男女共同参画の視点にたった人権を尊重した表現の推進
- ② 幅広い世代を対象としたメディアを活用した男女の人権尊重、男女共同参画の普及啓発の推進
- ③ 人権、男女共同参画に関する多様な学習機会の充実★
- ④ 性的マイノリティーに対する正しい知識の啓発

(5) 国際理解を通じた男女共同参画意識の推進

- ① 国際理解と国際交流の推進★

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画推進(女性活躍推進計画)

(1) 政策・方針等意思決定過程への女性参画促進

- ① 各種審議会・委員会等への女性登用の促進★
- ② 女性職員の人材育成、女性の積極的登用の促進★

(2) 雇用の機会均等と働きやすい職場環境づくり

- ① 事業者への雇用・労働等に関する法律及び各種制度の周知と活用
- ② 能力開発と向上のための支援対策の推進

③ 農林水産業、商工業等自営業における環境整備の促進

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ① 情報提供や意識啓発による仕事と生活の調和の意識啓発
- ② 仕事と生活の調和に向けた環境の整備
- ③ 子育て支援サービスの充実★
- ④ 介護サービス等の充実★

基本目標3 ライフステージに応じた健康生活支援

(1) 生涯を通じた男女の健康生活支援の充実

- ① 生涯を通じた心身の健康の保持・増進★
- ② 健康をおびやかす問題解決の促進★

(2) 母子保健の充実

- ① 母性保護の啓発や関連サービスの充実

基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域社会づくり

(1) ひとり親家庭・高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

- ① ひとり親家庭に対する支援の充実
- ② 高齢者の生きがい対策の推進
- ③ 高齢者福祉・障害者福祉等のサービス体制の充実★

(2) 貧困等生活上の困難に直面する男女への支援

- ① 自立をめざす支援策の充実★
- ② 安定した雇用、就労に向けた支援策の充実

(3) 防災・減災分野における男女共同参画の推進

- ① 防災・災害復興における男女共同参画の推進★

基本目標5 あらゆる暴力の防止と根絶(DV防止基本計画)

(1) 暴力を許さない意識づくり

- ① あらゆる暴力防止に向けた取組★
- ② 暴力防止のための広報・啓発



(2) セクシュアル・ハラスメント／DV防止対策の推進

- ① 相談支援体制の強化・充実★
- ② 関係機関との連携強化★

※★項目は重点取組施策

6. 成果指標と目標値

成果指標		第3次プラン 策定時	目標値
固定的な性別役割分担意識の肯定率		25.5%	10%
男女の地位が「平等である」と考える人の割合	家 庭	34.0%	40%
	職 場	30.6%	40%
	社 会 通 念	15.9%	30%
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度		26.6%	50%
(市) 男性職員育児休業取得率		0%	10%
自治会長の女性比率		7.4%	15～20%
(市) 審議会等委員の女性比率		22.9%	40%
(市) 管理職の女性比率		26.9%	30%
子宮頸がん予防ワクチン接種率		18.2%	60%
子宮がん検診の受診率		23.6%	50%
乳がん検診の受診率		23.0%	50%
特定健診の受診率		35.0%	60%
消防団員の女性比率		4.3%	10.0%
「ごぼう総活躍のまち講座」受講者数(人/年)		48 人	200 人
DVを受けたことがある人の割合		12.2%	0%
DV防止法の認知度		48.4%	60%
公的機関に相談した人の割合		4.7%	20%

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

(男女共同参画社会基本法第2条)

〔困ったときの相談窓口一覧〕

人権問題について情報がほしいとき、困ったとき、悩んだときは、ひとりで解決しようとせず、関係機関にお気軽にご相談ください。

分野・名称	場所	相談日・時間	電話番号
人権、女性に関する相談	御坊市役所 社会福祉課 人権・男女共同参画推進室	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0738-23-5508
市民相談員による 市民相談	御坊市役所 防災対策課 生活安全防災係	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0738-23-5528
児童虐待/配偶者暴力に 関する相談	御坊市役所 社会福祉課 福祉児童係/人権・男女共同 参画推進室	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0738-52-5033 0738-23-5508
高齢者に関する相談	御坊市地域包括支援センター （御坊市役所介護福祉課内）	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0738-23-5851
障害者に関する相談	御坊市役所 健康福祉課 障害福祉係	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0738-23-5645
人権ホットライン	公益財団法人和歌山県 人権啓発センター	月～金（祝日を除く） 9時00分～16時00分	073-421-7830
男女共同参画相談員による “りいぶる”相談室	和歌山県男女共同参画 センター “りいぶる”	火～土（月・祝日を除く） 9時00分～20時00分 日曜日 9時00分～16時30分	073-435-5247
人権擁護委員による人権 相談	和歌山地方方法務局 人権擁護課	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0570-003-110
性暴力被害に関する相談	性暴力救援センター和歌山 わかやま mine（マイン）	電話相談 24時間 365日 （但し、22時～翌朝9時 と年末年始はコールセ ンターでの対応）	073-444-0099

『虐待かな？』様子がおかしいと思ったら迷わず通報してください

■御坊警察署	0738-23-0110
■子ども・女性・障害者相談センター	073-445-0793
■御坊市役所（夜間・土・日・祝日）	0738-22-4111

第3次御坊市男女共同参画プラン【概要版】

発行年月：令和6年（2024年）3月

編集・発行：御坊市 市民福祉部 社会福祉課 人権・男女共同参画推進室

〒644-8686 和歌山県御坊市藺 350

Tel 0738-23-5508/Fax 0738-24-2390